

平成24年（ワ）第3671号、平成25年（ワ）第3946号、平成27年
（ワ）第287号、平成28年（ワ）第79号、平成29年（ワ）第408号、
平成30年（ワ）第878号、令和3年（ワ）第3509号

大飯原子力発電所運転差止等請求事件

原告 竹本修三 外3444名

被告 関西電力株式会社 外1名

意見書

（原告らの「被告関電の証拠請求の却下申立書」に対する被告の意見）

令和7年9月16日

京都地方裁判所第6民事部合議はB係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 小 原 正 敏



弁護士 田 中 宏



弁護士 西 出 智 幸



弁護士 神 原 浩



弁護士 原 井 大 介



弁護士 森 拓 也



弁護士	辰	田		淳		
弁護士	坂	井	俊	介		
弁護士	畑	井	雅	史		
弁護士	井	上	大	成		
弁護士	山	内	喜	明		
弁護士	谷		健	太	郎	
弁護士	酒	見	康	史		
弁護士	中	室		祐		
弁護士	持	田	陽	一		
弁護士	山	本	真	珠	子	
弁護士	高	山	裕	輔		
弁護士	富	野	聡	史		

原告らは、令和 7 年 9 月 5 日付で「被告関電の証拠請求の却下申立書」（以下、「本申立書」という）を提出し、被告関西電力株式会社（以下、「被告」という）が令和 7 年 8 月 29 日付で提出した丙 562 号証乃至丙 582 号証（以下、「対象書証」という）の提出が時機に後れたものであるとして、上記証拠請求が却下されるべきであると主張している。

しかしながら、本申立書においては、民事訴訟法 157 条 1 項が定める各要件への該当性について、そもそも具体的な主張は何らなされておらず、原告らの申立てが認められる余地はない。

また、対象書証は、対象書証と同日に提出した令和 7 年 8 月 29 日付証拠説明書の冒頭に記載のとおり、令和 6 年 11 月 26 日及び令和 7 年 3 月 6 日に実施された石橋克彦氏（以下、「石橋氏」という）に対する証人尋問の結果を踏まえた被告の最終準備書面（令和 7 年 9 月 5 日付準備書面（44））における反論に関連する証拠であり、その立証趣旨は、石橋氏の証言内容の補充や位置付けの確認、信用性の検証（反証）である（なお、各対象書証の具体的な立証趣旨は、同証拠説明書各欄に詳述している）。そして、最終準備書面は、主張の総まとめをし、書証や人証などの証拠調べの結果を検討して証拠弁論を行い、さらに証拠調べの結果を踏まえて主張を整理したり補充する必要があるればこれを行う他、相手方の主張に対して法律上の反論や証拠に照らした反論を行う書面であって、最終準備書面で、証人尋問でなされた証言内容についての証拠弁論や証拠調べの結果を踏まえた主張の整理、補充を行うに際して、上記立証趣旨に係る書証を最終準備書面と合わせて提出することは、何ら時機に後れたものと評価されるものではない。

殊に本件訴訟においては、石橋氏に対する証人尋問の結果を踏まえた上で改めて反論を行う予定であることについては、令和 7 年 2 月 18 日付準備書面（42）の冒頭で述べていたところである。そして、令和 7 年 7 月 23 日に行われた進行協議期日においては、最終準備書面で引用を予定している証人尋問の結果を踏まえた新規書証の提出については、最終準備書面の提出日よりも早期の提出に努めるよう御庁

から検討の要請があり（同日の進行協議調書及び同年7月30日にTeamsにアップロードされた進行協議期日スケジュール表参照）、かかる要請を受けて、被告は、最終準備書面の提出期限である同年9月5日より先行して提出できるよう準備を進めることとし、同年8月29日に、対象書証を提出したものである（なお、本申立書においては、被告から対象書証が提出されたのが最終準備書面の提出期限である同年9月5日であるとの主張がされているが、上記のとおり、対象書証は同年8月29日に先行して提出しており、原告らの指摘は事実誤認である）。

このように、対象書証は、石橋氏の証人尋問の結果を踏まえた証拠弁論、主張の整理、補充として、本来、最終準備書面に合わせて提出すべきものを、進行協議期日における御庁からの要請を踏まえて先行して提出したものであり、そもそも被告の対象書証の提出は時機に後れたものでなく、ましてや、被告に故意重過失が認められないことは明らかである。

加えて、上記のとおり対象書証はそもそも、最終準備書面で行うべき石橋氏の証言内容についての証拠弁論や証拠調べの結果を踏まえた主張の整理、補充に際して、石橋氏の証言内容の補充や位置付けの確認、信用性の検証（反証）を趣旨として合わせて提出を予定していたものであり、被告における新規主張を伴うようなものでもないから、訴訟完結の遅延をもたらすということもあり得ない。

したがって、被告による対象書証の提出は、時機に後れたものでないことが明らかであって、その余の要件にもおよそ該当しない。よって、本申立書における対象書証の証拠請求が却下されるべきとの原告らの申立てに理由がないことは明らかである。

以 上